

収集運搬業（積替え保管なし）

水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等を
収集運搬する場合産業廃棄物処理業 廃止届出書
変更

年 月 日

愛知県知事 大村 秀章 殿

届出者

〒460-8501

住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県 株式会社

氏名 代表取締役 愛知 一郎

(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

電話番号 052-961-2111

平成〇△年〇△月〇△日付け第〇2300000000号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下
 の事項について 廃止
 変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用

許可を持っている品目数
を記載してください。

の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

新

旧

廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	許可△品目の水銀使用製品産業廃棄物を含む収集運搬を行う。 水銀含有ばいじん等のうち、燃え殻、ダスト類の収集運搬を行う。 汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さいの収集運搬は行わない。	水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬を行うか行わないかを記載してください。（収集運搬を行わない場合も「許可△品目の水銀使用製品産業廃棄物を含む収集運搬を行わない」と記載してください） ※水銀使用製品産業廃棄物は品目が法令定められていないため許可品目全体に対し含む・除くの限定を行います。
変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）	（変更内容が法人に係るもの） （ふりがな） 名 （変更内容が個人に係るもの） の役員を含む）、株主、出資 （ふりがな） 氏 名 生年 役職	水銀含有ばいじん等と定められている品目（燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ダスト類）のうち、許可品目について収集運搬や積替え保管を行うかどうかを記載してください。
廃止又は変更の理由	法令に水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が定義されたため	

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

水銀使用製品産業廃棄物について
は、製品名と製品を構成する品目を
記載してください。

(第1面)

事業計画の概要

※水銀使用製品産業廃棄物及び水
銀含有ばいじん等についての事業
計画のみを記載してください。

1. 事業計画 (変更許可申請時には変更部分を明確)

- 直管蛍光管 (金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず*※ (以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。))

県内事業場から排出される蛍光管を収集し、中間処分場 (破碎) へ運搬する。

- 水銀体温計及び水銀式血圧計 (汚泥、廃プラスチック類*※、金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず*※ (以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。))

県内病院から排出される水銀体温計及び水銀式血圧計を収集し、中間処分場 (ばい焼) へ運搬する。

- 燃え殻 (水銀含有ばいじん等を含む。)、ダスト類 (水銀含有ばいじん等を含む。)

県内焼却施設から排出される燃え殻、ダスト類 (いずれも水銀含有量1,000mg/kg未満) を収集し、中間処分場 (コンクリート固化) へ運搬する。

* : 自動車等破碎物を除く。 ※ : 石綿含有産業廃棄物を除く。 (以下全て同じ)

2. 取り扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	直管蛍光管 (金属く ず*、ガラスくず・コ ンクリートくず及び 陶磁器くず*※ (以 上、水銀使用製品産 業廃棄物を含む。))	1t/月	固形	徳尾張県民 「他10社」 名古屋市中区三の丸 2-6-1	該当なし	徳海部県民工業 (蛍光管の破碎) 津島市西柳原町1-14
2	水銀体温計及び水 銀式血圧計 (汚泥、 廃プラスチック類*※、金 属くず*、ガラスくず・ コンクリートくず及び陶 磁器くず*※ (以上、 水銀使用製品産業 廃棄物を含む。))	10kg/月	固形	知多県民病院 半田市出口町1-36 (県内各病院)	該当なし	徳西三河興産 (ばい焼) 岡崎市明大寺本町1-4
3	燃え殻 (水銀含有ばいじん 等を含む。)	0.1t/月	固形	徳東三河サービス 豊橋市八町通5-4	該当なし	徳新城設楽プラント (コンクリート固化) 新城市字石名号20-1
4	ダスト類 (水銀含有ばいじん 等を含む。)	0.1t/月	固形	同上	該当なし	同上

5	※以下のものは、ばい焼施設など水銀を回収することのできる施設へ運搬する必要があります。					
6	【水銀使用製品産業廃棄物】					
7	水銀体温計及び水銀式血圧計など、法令で水銀回収が義務づけられているもの					
8	【水銀含有ばいじん等】					
9	・ダスト類、燃え殻、汚泥又は鉛さいのうち、水銀を1,000mg/kg以上含有するもの					
10	・廃酸、廃アルカリのうち、水銀を1,000mg/L以上含有するもの					
備考	※水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等は安定型最終処分場に埋立処分することは できません。					

※これまでの申請・届出を行っている全ての車両を記載してください。

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	キャブオーバ	名古屋 100 あ 11-11	4000	株○リース	既
2	ダンプ	名古屋 100 い 22-22	10000	株○リース	既 土砂禁車両
3	キャブオーバ	名古屋 100 う 33-33	2000	愛知県株	既
4		原則として車検証の「使用者」を記載することとし、所有者と使用者が同じ（使用者の欄が空欄）場合は、「所有者」を記載してください。		車検証に土砂の積載を禁止する旨の記載がある場合は「土砂禁車両」と記載してください。	
5					
6					
7					
8					
9					
10					

事務所の所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
駐車場の所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番2号(車両No. 1, 2)、 津島市橋町四丁目50番2(車両No. 3) ※ 付近の見取図を添付すること。

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考
廃蛍光灯専用ケース	直管蛍光管運搬用	20本 (直管110W)	
オープンドラム缶	燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)、ダスト類(水銀含有ばいじん等を含む。)運搬用	2000	
	※水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を運搬する際に使用する容器を記載してください。		

(3) 積替施設又は保管施設の概要

該当なし

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

※水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の運搬について、車両毎の用途を記載してください。

(1) 車両毎の用途

キャブオーバ (2台)

- ・直管蛍光管（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
廃蛍光灯専用ケースに入れ運搬する。
- ・水銀体温計及び水銀式血圧計（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
緩衝シートで包み、ビニール袋に入れて運搬する。
- ・燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を含む。）
蓋付きの容器（オープンドラム缶）に入れ運搬する。

ダンプ (1台)

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等は運搬しない。

(2) 収集運搬業務を行う時間、(3) 休業日は
記入不要

従業員数の内訳

年　月　日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等 申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	記入不要	人	人	人	人	人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施

※水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等について、運搬に際し講ずる措置を記載してください。

(1) 運搬に際し講ずる措置

◎水銀使用製品産業廃棄物の運搬について破碎することのないよう、かつ、その他の物と混合するおそれのないように以下のとおり運搬する。

- ・直管蛍光管（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）を廃蛍光灯専用ケースに入れ運搬する。
- ・水銀体温計及び水銀式血圧計（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）を緩衝シートで包み、ビニール袋に入れて運搬する。
- ・他の物と混合しないよう、区分して収集運搬する。

◎水銀含有ばいじん等の運搬について揮発した水銀が大気中に拡散することのないように以下のとおり運搬する。

- ・燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を含む。）を蓋付きの容器（オープンドラム缶）に入れ運搬する。
- ・直射日光により高温にならないようにするために、遮光シートで覆う。

※一般的な収集運搬基準に加えて、以下の措置を講ずる必要があります。

【水銀使用製品産業廃棄物】

破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集又は運搬すること。

【水銀含有ばいじん等】

水銀が金属水銀として含まれる場合は、当該水銀含有ばいじん等の性状を踏まえて必要に応じ、蓋付の容器に入れる、二重に梱包する、シートで覆う等、運搬中に揮発した水銀が運搬容器又は梱包から漏れることのないような措置を検討すること。また、高温下では水銀の揮発が促進されるため、高温にさらされないために必要な措置を講ずること。

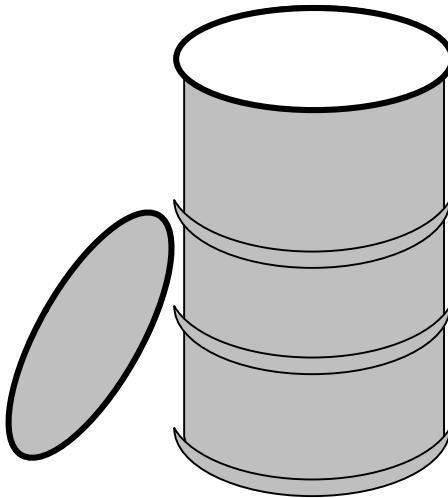
(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

該当なし

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	廃蛍光灯専用ケース	用途	直管蛍光管運搬用
<p>内側にウレタン が貼ってあり、破 損を防止できる。 ケースに蛍光管 であることを明 示し、他の廃棄物 と区別する。</p>			
撮影		平成29年8月10日	

運搬容器等の名称	オープンドラム缶	用途	燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を含む。）運搬用
			
撮影		平成29年8月10日	